開局時間のご案内

月・火・水・金

9:00-13:00　14:00-19:00

土

9:00-13:00

日・祝日　休み

※営業時間外の時間外調剤料について
時間外加算　18:00-22:00　6:00-8:00
深夜加算　22:00-6:00
休日加算　日曜日・祝日・年末年始（12月30日-翌年1月3日）

● 夜間・休日等加算の対象時間
平日19:00-閉店まで　土曜日13:00-閉店まで
※1月2-3日　12月29-31日は休日扱い

保険薬局

緊急連絡先（電話転送）046-200-2531

薬局の管理および運営は以下のとおりです

許可区分｜薬局

開設者
株式会社ジェムス
代表取締役　篠原正治

取り扱う一般用医薬品

要指導医薬品・第一類医薬品
指定第二類医薬品・第二類医薬品
第三類医薬品

薬剤師
白衣（白）
名札に氏名及び「薬剤師」

医療事務
白衣（薄青）
名札に氏名及び「医療事務」

管理薬剤師
松下　かおり

勤務する薬剤師
（保管・陳列・販売・情報提供・相談）

柏木　美香
工藤　桐子
篠原　弘靖
中島　孝洋
林　圭子

薬局の名称	シーエス薬局大和店
許可番号	第09010148号
許可年月日	令和4年9月9日
所在地	大和市大和東1－9－24 山川ビル1F-B
有効期間	令和10年9月8日まで

算定点数・明細書について

当薬局の調剤基本料については下記のとおりです。また、お薬を安心・安全にご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関することや市販薬との飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。

※お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、当薬局の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

調剤基本料　45点
地域支援体制加算　0点
後発品体制加算　30点
連携強化加算　5点
医療DX加算　8点

調剤基本料2、調剤基本料3、特別調剤基本料A、特別調剤基本料Bのいずれにも該当しない保険薬局であり、調剤基本料に係る届出を行う保険薬局です。

明細書発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に勧めていく観点から、領収書発行の際に、「個別の調剤報酬の算定項目が分かる明細書」を無料で発行致しております。

明細書の発行を希望されない場合は事前に申し出てください。
※平成30年より公費負担医療で自己負担が発生しない患者についても明細書の発行が義務付けられております。

私たちの個人情報への基本的な考え方です

当薬局では、「個人情報保護法」および厚生労働省の「ガイドライン」を遵守し、良質かつ適切な医療サービスの提供に向けて、以下の方針に基づき個人情報を安全かつ適切に取り扱います。

1. 個人情報の管理
全従業員を対象に、個人情報保護に関する研修や啓発活動を定期的に実施します。
個人情報取扱い規定を策定し、責任者を設置します。
個人情報の漏洩・滅失・棄損を防止するため、安全管理措置を講じます。
定期的に取扱状況を確認し、必要に応じて改善を行います。

2. 個人情報の取得・利用目的
初回来局時に、患者様に必要事項の記入および保険証の提示をお願いしています（同意に基づく）。
主な収集情報：氏名、住所、性別、電話番号、保険証番号、健康状態、服薬歴、アレルギー歴、妊娠・授乳の有無 など
利用目的：調剤サービスの提供、医薬品の安全使用に関する確認、医療機関や介護事業者との連携・照会、ご家族への服薬説明、医療保険事務（レセプト提出、保険者対応等）、
保険会社・弁護士への相談（薬剤師賠償責任保険等）、サービス向上のための統計・分析（匿名加工情報含む）、教育・研修（薬剤師、医療事務、薬学生）、学会・学術誌への発表（匿名化された情報のみ）、外部審査・監査機関への情報提供

3. 情報提供がない場合
必要な個人情報をいただけない場合は、調剤サービスを提供できないことがあります。

4. 第三者提供について
原則として第三者提供は行いません。
以下の場合には、患者様の同意なしに提供することがあります：
法令に基づく場合、人命・財産の保護など緊急の場合、公的機関からの正当な照会がある場合、裁判所等の命令に基づく場合、本人が明示的に希望した場合

5. 共同利用について
より良いサービス提供のため、以下の範囲で共同利用を行います：
共同利用範囲：株式会社かもめ薬局、有限会社トレーフル、ウィーメックス株式会社、株式会社アクシス、株式会社カケハシ、株式会社ファルモ、株式会社メディナビ、株式会社OZ、健康サロン株式会社、株式会社薬の窓口
利用目的：上記利用目的と同様
対象情報：患者様のすべての提供情報
責任会社：株式会社ジェムス

6. 委託について
一部業務を外部業者に委託する場合があります。
適切な委託先を選定し、安全管理体制を確認・監督します。
秘密保持契約を締結し、必要範囲内で情報を提供します。

7. 匿名加工情報について
匿名加工情報の作成・管理にあたっては以下を遵守します：
個人が特定できないように加工、項目の公表と安全管理措置の実施、個人の再識別を行わない
含まれる情報の例：年齢、性別、住所、保険情報、服薬記録、問診票、在宅報告など
提供方法：暗号化等の安全措置を講じた上で、第三者へ継続的に提供することがあります

8. 開示等のご請求について
ご本人の請求により以下の対応を行います：
利用目的の通知、情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止、ただし、以下の場合は対応できません：他人の権利・安全を害する恐れがある場合、業務に著しい支障を与える場合、法令に違反する場合、利用停止によりサービス提供が困難となる場合

9. お問い合わせ・苦情窓口
個人情報の取扱いに関するご質問・苦情等は、営業時間内に窓口までご連絡ください。
個人情報管理責任者：松下かおり（管理薬剤師）

10. 運営会社情報
運営会社：株式会社ジェムス
所在地：神奈川県大和市中央6-6-11
代表取締役：篠原弘靖

取り扱う一般用医薬品や副作用救済制度の案内です

要指導医薬品

医療用医薬品から新たに市販用にスイッチされた医薬品等で、使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、対面販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第1類医薬品

一般用医薬品

使用上特に注意が必要な医薬品です。

薬剤師が、書面を用いて必要な情報提供を行い、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

第2類医薬品

一般用医薬品

使用上、注意が必要な医薬品。

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。商品に直接触れることができます。

指定第2類医薬品

第2類医薬品の中で特に注意が必要な医薬品です。「してはいけないこと」を必ずご確認ください。情報提供しやすい場所に陳列。

第3類医薬品

一般用医薬品

要指導や第1類、第2類以外の一般用医薬品です。

薬剤師または登録販売者が必要な情報提供に努め、販売いたします。

直接触れることができない場所に陳列されています。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等による健康被害を受けられた方の救済制度です。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構

TEL 0120-149-931

医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報は個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

苦情相談窓口

大和綾瀬薬剤師会　046-263-7010

厚木保健福祉事務所大和センター　046-261-2948

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中で通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。短期のご利用も可能です。
ご希望される場合お申し出てください。(医師の了解と指示が必要です)

介護保険の方

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

同一建物居住者以外
518単位/回

同一建物居住者
379単位/回(2−9人)
342単位/回(10人以上)

医療保険の方

在宅患者訪問薬剤管理指導

同一建物居住者以外
650点/回

同一建物居住者
320点/回(2−9人)
290点/回(10人以上)

1点=10円 10点=10円(1割負担)
30円(3割負担)自己負担率により金額が変わります。麻薬の調剤や緊急対応、オンライン服薬指導等で点数が異なります。

シーエス薬局大和店

神奈川県知事指定介護保険事業所 第1443082229号

TEL 046-200-2531　FAX　046-200-2532

緊急時→電話転送(24時間対応)

当薬局では適正な医療費で持続可能な医療制度の維持や未来のために、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。

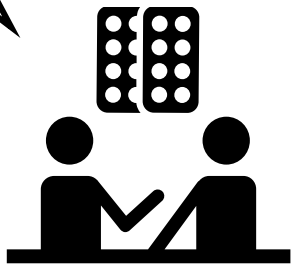

当薬局では、ジェネリック医薬品(後発医薬品)を積極的に調剤し、後発医薬品体制加算を算定しています。

患者のみなさまへ

令和６年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方を希望される場合**は、**特別の料金をお支払いいただきます。**
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の４分の１相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる医薬品の一覧などはこちらへ

後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関する基本的なこと

※QRコードから厚生労働省ＨＰの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

医療DXに取り組んでいます

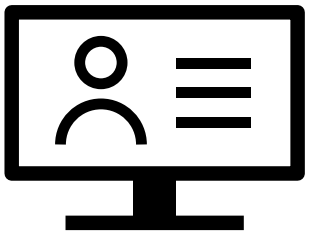

医療DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、医療の分野でデジタル技術を活用し、より質の高い医療サービスの提供を目指す取り組みで、社会の仕組みや生活のスタイルを変えていく事です。医療情報が有効活用されるよう整備が進められています。

当薬局の医療DXへの取り組みについて

◎オンライン資格確認システム導入
◎マイナ保険証対応
◎電子レセプト請求対応
◎電子薬歴導入
◎電子処方せん対応
◎電子カルテ情報共有サービス導入(準備中)

※情報提供には、オンライン資格確認端末での患者様の同意が必要です。より高度な処方監査は医療安全につながりますので、情報提供へのご同意をお願いいたします。

災害や新興感染症発生時について

都道府県と協定を締結し、災害や新興感染症発生時に医薬品の供給や地域衛生管理を確実に行うための体制を整備しています。

•薬局としての機能を維持し、避難所や救護所での医薬品供給や調剤所設置をサポートするため、人員派遣などの協力を行います。

•薬局内での研修を通じて、医薬品供給や衛生管理の対応力を強化し、災害時の対応手順を策定し、職員と共有しています。

•地域協議会や研修、訓練に参加し、災害や新興感染症発生時の対応体制をさらに強化する計画を推進しています。

お薬のことで困ったら
かかりつけ薬剤師
におまかせください

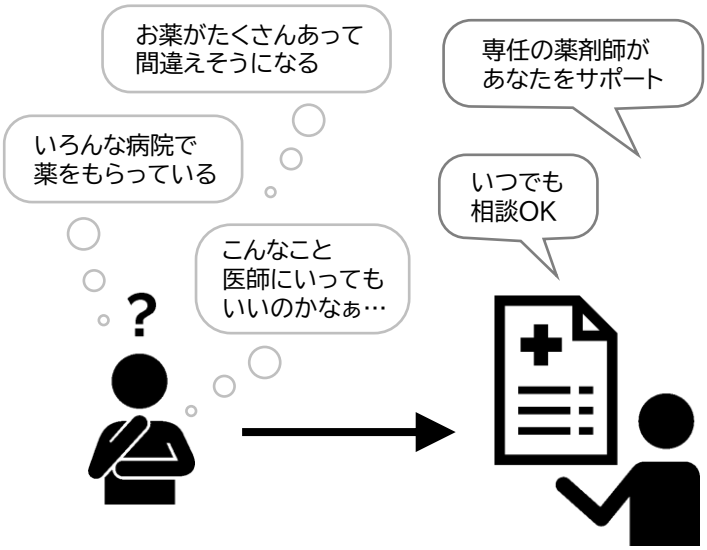

担当薬剤師を指名してください。
同意書に署名していただくことで、
次回から専任の**かかりつけ薬剤師**が担当いたします。

保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験があり、当薬局に週32時間以上勤務しています(育児・介護など労働時間短縮の場合は週24時間4日間以上)。薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得し、医療に係る地域活動の取組に参画しています。

保険対象外の費用についてのお知らせ

当薬局では療養給付と直接関係のない以下の項目においては、実費で負担をお願いしています。ご了承ください。

患者様希望による一包化

1回　1100円(税込)

容器代

水剤容器　50円(税込)
軟膏容器　50円(税込)
点鼻容器　50円(税込)
外用容器　50円(税込)

文書作成費

難病公費や共済保険、学校の保険など、払い戻しをうけるために書類を作成します。

1100円(税込)

おくすり相談や健康チェックも行っています

おくすり相談　**健康チェック**

日頃よりご利用いただいている皆さま、ご近所の皆さまのお薬相談や健康チェックを行います。お気軽にお越しください。

各種保険の取り扱い

- 生活保護
- 特定疾患
- 自立支援(精神)